

「介護に関する入門的研修」開催 介護の仕事しませんか

市は、特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどで介護の仕事に従事する人を増やすため、「介護に関する入門的研修」を行います。

同研修では、5日間のカリキュラムで、介護に関する基礎知識や基本的な介護の方法、認知症の理解などについて学びます。また、研修日程の中で就労支援も行います。



【対象】 介護分野への就労、その他介護の実践に興味や関心があり、5日間の研修全てを受講できる人

日程	会場	申込
8月 4日(水) 午後1時～4時半	市民会館	ソラスト ▷0120・33・5533…月・水・金 曜の午前10時～午後4時
8月11日(水)・ 12日(木)・ 18日(水)・ 23日(月) 午前10時～ 午後4時半		▷06・6265・8555…月曜～金曜 の午前9時～午後5時半 ※いずれも祝・休日を除く

※受講料無料。定員あり。詳しくは市のホームページをご覧ください

問 福祉のまちづくり課(0798・35・3135) (HP) 28543925

募集

上ヶ原小学校 西宮浜義務教育学校 放課後見守りサポーター

市と教育委員会は、放課後等に学校施設や社会教育施設を利用して子供たちの遊び場や学習の場を提供する「子供の居場所づくり事業」を実施しています。

実施校の拡充にあたり、下表のとおり「見守りサポーター(有償スタッフ)」を募集します。

詳しくは市のホームページをご覧ください。



活動場所	上ヶ原小学校、西宮浜義務教育学校
開始時期	9月(2学期)から
謝礼金	1回の活動につき2000円(交通費・所得税込み)。活動時間が2時間に満たない場合は1000円(1時間に満たない場合は支給無し)
申込	7月30日までに登録申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)かEメールで地域学校協働課(市役所東館8階)へ。持参も可 ※申込書は同課で配布するほか、市のホームページからもダウンロード可

問 地域学校協働課(0798・35・3652) (HP) 62116473

平和な社会を願って

原爆・戦争の恐ろしさ、平和の尊さを伝える展示

原水爆禁止西宮市協議会、市などは7月に「戦時下の西宮展」、8月に「原爆展」をアーカイブ西宮(市役所本庁舎1階南側展示コーナー)で開催します。

問 人権平和推進課(0798・35・3473)

催し名	内容	日程	会場
戦時下の西宮展	西宮市平和資料館の所蔵資料、資料を基に作成したパネルの展示	7月30日(金)まで	アーカイブ西宮 (市役所本庁舎1階南側展示コーナー)
原爆展	広島平和記念資料館から借用した被爆現物資料、原爆被害を伝える写真ポスターの展示	8月2日(月)～31日(火)	

戦争にまつわる 体験談を募集

戦争の悲惨さを風化させないため、戦争にまつわる体験談等(空襲・被爆体験、親などから聞いた話等)を募集しています。

【応募方法】 所定の応募用紙に体験談等(2400字以内)を添えて、人権平和推進課(市役所本庁舎3階)へ

※応募用紙は同課で配布するほか、市のホームページ(ページ番号:50226989)からもダウンロード可

※今年度開催を予定していた「平和灯ろう流し」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になりました

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 高齢者医療保険課

保険料や納付相談…0798・35・3110

被保険者証や限度額適用認定証…0798・35・3192

7/15 保険料額決定通知書を送付 7月中旬 被保険者証を送付

7月15日に「令和3(2021)年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。納付方法が口座振替や特別徴収(年金からの引き取り)の人を除き、納付書を同封しています。

また、7月中旬に新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付します(更新時期は毎年8月1日)。なお、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

◇ 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりが納めます。令和3年度の保険料の計算方法は以下のとおりです。

均等割額	所得割額	令和3年度保険料額		
5万1371円 (前年度と同じ)	+	令和2年(2020年)中の基準総所得金額(※) ×所得割率10.49% (前年度と同じ)	=	上限64万円 (前年度と同じ)

(※) 基準総所得金額=所得(収入額-控除額)の合計-基礎控除額43万円
控除額: 所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は含まれません
基礎控除額43万円: 合計所得金額が2400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します

◇ 保険料の減免 (郵送申請可)

以下に該当する理由で保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料が減免される場合があります▷災害による大きな損害▷失業・休廃業▷所得の著しい減少▷他の被保険者や世帯主の死亡により世帯所得が一定基準以下となる▷給付の制限を受けた

※新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等の事情で、一時的に保険料を納付することが困難な人も、申請により保険料が減免される場合があります

◇ 所得の低い人の軽減

令和2年中の所得に応じて令和3年度の保険料が減額されます。同一世帯内の被保険者と世帯主の令和2年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減後の均等割額
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	1万5411円(7割軽減) (注)令和3年度から本則どおり7割軽減になります
基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2万5685円(5割軽減)
基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	4万1096円(2割軽減)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます(年金特別控除)

◇ 「限度額適用認定証」の申請

「限度額適用認定証」(以下、認定証)を医療機関等に提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。

現在認定証を持っている、かつ引き続き対象となる人には、被保険者証と一緒に送付します。

認定証の申請をしていない場合は、高齢者医療保険課(市役所本庁舎1階)、各支所、アクタ西宮ステーションで申請してください(郵送申請可)。

⚠ 確定申告、市・県民税の申告を令和3年3月16日以降に提出した人へ

後期高齢者医療保険料決定通知書や医療費の一部負担金割合に、申告内容が反映できていない場合があります。7月中旬以降に順次反映処理後、変更の通知書を送付します

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、来庁でなく電話での問合せにご協力ください